

運 営 規 程

社会福祉法人 市比野福祉会

特別養護老人ホーム

ラ・コリーヌ 伊敷台

社会福祉法人 市比野福祉会 特別養護老人ホーム ラ・コリーヌ 伊敷台
介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人市比野福祉会が開設する特別養護老人ホーム ラ・コリーヌ 伊敷台（以下「施設」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにすることを目的とするものとする。
- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するように努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ラ・コリーヌ 伊敷台
- (2) 所在地 鹿児島県鹿児島市伊敷台1丁目14番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名以上（非常勤、嘱託）
入居者の健康管理、医療及び機能回復訓練に当たる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入居者の生活の向上をはかるため常時必要な指導及び保護の実施を行うと共に監督機関が入居者に対して行う指導監督及び指示に協力し、その処理に当たる。
- (4) 看護職員 2名以上
看護職員は医師の指示のもとにユニットの入居者の日常の看護及び保健衛生に関する業務を行う。

- (5) 介護職員 24名以上
介護職員は、他職員と密接な連携のもとユニットの入居者の日常生活の介助及び生活指導を行う。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
入居者の健康管理に適する献立を作り調理員を指導し、その業務を援助する。
また、栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - (7) 調理員 若干名
看護職員、介護職員と密接な連携をとり、栄養士の指導を受け、それぞれの健康状態に応じた給食を実施し、食品の衛生管理を行う。
 - (8) 機能訓練指導員 1名（兼務）
機能訓練指導員は、ユニットの入居者が、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
 - (9) 介護支援専門員 1名以上（兼務）
ユニットの入居者の施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
 - (10) 事務職員 若干名
施設の庶務、一般事務等を行う。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(入居定員)

第5条 当該施設における入居者の利用定員は、60名とする。

- 2 ユニット部分のユニットの数は6ユニットとし、1ユニットの入居定員は10名とする。
- 3 災害時等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 ユニットの施設サービスの内容は次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

- 2 ユニットの、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニットの、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用

「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）とする。

介護保険制度が改正された場合及び社会情勢により物価が著しく変化した場合には、食費の額を変更することがある。

食費の額を変更するときは、あらかじめ入居者又はその家族に対し、変更後の食費の額及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(2) 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

ユニット型個室

「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（1日あたり）とする。

また、外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合7日目から下記料金とする。

ユニット型個室 1日あたり 負担限度額

介護保険制度が改正された場合及び社会情勢により物価が著しく変化した場合には、居住費の額を変更することがある。

居住費の額を変更するときは、あらかじめ入居者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 居室内にトイレのある特別な居室は、「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

(5) 電気代 50円/日（1品目につき）

(6) 理美容代 実費

(7) 前4号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 サービスの提供に開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 正当な理由なく指定介護福祉施設の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 ユニットは、入居者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な医療機関又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 サービスの提供を求められた場合は、その者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努めることとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行わ

れているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこととする。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退居)

第12条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としかつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
- 3 入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第7条第18項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努める。
- 4 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 6 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において、日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 7 入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等援助に資するため、居宅介護支援事業所に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

第13条 入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

- 2 施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 法定受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合には、その提供した施設サービスの内容費用の額その他必要と認められる事項を記載した提供証明書を入居者に交付するものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第15条 施設利用に当たっての、留意事項は施設重要事項説明書のとおりとする。

(非常災害対策)

第16条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の立地環境に応じ、火災、風水害、地震等個別に非常災害に対する具体的計画を立てるものとする。

- 2 施設は、前項の具体的計画の内容について、職員及び入居者にわかりやすく施設内に掲示するも

のとする。

- 3 施設は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努めるものとする。
- 4 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(職員の会議研修)

第17条 施設の円滑な運営を職員相互の連携を図るため毎月1回以上職員会議を開き、また 随時研修会等を行う。

(生活指導)

第18条 職員は常に入居者の生活行動に注意し、明るく楽しく希望を持った生活ができるよう生活指導を行う。

(教養娯楽)

第19条 入居者のための娯楽用品等を用いてレクリエーション等を計画的に実施する。

(日課及び年中行事)

第20条 日課は入居者それぞれの健康状態に応じたものとし、日課及び年中行事は別に定める。

(職員の服務規程)

第21条 職員の服務規程については、別に定める。

(指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針)

第22条 施設は、施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- 4 施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- 6 指定介護老人福祉施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自ら生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を援助するものとする。
- 7 指定介護老人福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 8 指定介護老人福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮する。
- 9 指定介護老人福祉サービスは、入居者の自立した生活を援助することを基本として、入居者の要

介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等常に把握しながら、適切に行うものとする。

- 10 職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第23条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努めることとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行うこととする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ることとする。
- 4 計画介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成することとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めることとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ることとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付することとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこととする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこととする。
 - (1) 定期的に入居者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めることとする。
 - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 11 第2項から第七項までの規定は、第8項に規定する施設サービス計画の変更について準用することとする。

(介護)

第24条 施設における介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。ユニット部分における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。
- 3 施設は、入居者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 施設は、入居者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 入居者に対し、その負担により当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。
- 8 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 9 前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

(食事)

第25条 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

- 2 施設は、入居者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。
- 3 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行うこととする。
- 4 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 5 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第26条 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第27条 施設は、教養娯楽設備等備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 常に入居者の家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

- 5 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

(機能訓練)

第28条 入居者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第29条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第30条 入居者について医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び、指定介護老人福祉施設に円滑に入居することができる。

(入居者に関する市町村への通知)

第31条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第32条 入居者に対し適切な指定介護老人福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めることとする。

- 2 前項のユニット部分の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定居宅介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接及ぼさない業務については、この限りでない。

(衛生管理等)

第33条 施設・設備等の衛生管理に努め、感染症の予防のための必要な措置を講ずるとともに、医薬品・医療機器の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(協力病院)

第34条 入院治療を必要とする入居者の為に、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくものとする。
- 3 現に指定介護老人福祉施設サービスを行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

る。

(掲 示)

第35条 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとする。

(秘密保持)

第36条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与等の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 居宅介護支援事業者又はその職員から、当該介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品を他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 その提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、入居者及びその家族に対する説明、記録の整備等の必要な措置を講じることとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 提供した施設サービスに関し、法第23条に規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。

5 提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(地域との連携)

第39条 その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

(事故発生時の対応)

第40条 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等の対応)

第41条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定める協力医療機関等へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第42条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(身体拘束等)

第43条 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際には、拘束の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯及び時間、特記すべき心身の状況及び拘束開始及び解除の予定等を説明し、家族等の同意を得ることとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第44条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 施設では、権利擁護委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 権利擁護委員会は、職員への研修の内容、虐待防止の為の指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本権利擁護委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに権利擁護委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(会計の区分)

第45条 指定介護福祉施設サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第46条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間, その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第47条 この規程に定める事項の外, 運営に関する重要事項は, 法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は, 平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は, 平成30年12月 1日から施行する。
- 3 この規程は, 令和元年10月 1日から施行する。
- 4 この規程は, 令和3年12月 1日から施行する。